

平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第8回総会 議事録

■日時 平成28年12月22日（木）午前10時30分～午前11時29分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

片谷会長、町田第一部会長、平手第二部会長、池本委員、小堀委員、齋藤委員、坂本委員、佐々木委員、杉田委員、谷川委員、寺島委員、野部委員、森川委員、義江委員

■議事内容

1 諮問

「(仮称)三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第二部会へ付託。

2 受理報告

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

3 その他

「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」の改正について

⇒ 「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」の情報公開に関する事項の表現等について、庁内で統一して規程を整備することとなった。そのため会長が要綱改正案について、審議会に諮り、審議会の下承を得て改正することとした。

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価書案	・(仮称)三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業	平成28年12月2日
2 環境影響評価書	・町田市資源循環型施設整備事業	平成28年11月18日
3 事後調査報告書	・飯田橋駅西口地区市街地再開発ビル建設事業(工事の完了後)	平成28年11月10日
	・南山東部土地区画整理事業(工事の施行中その8)	平成28年11月28日
	・(仮称)大久保三丁目西地区開発事業(工事の施行中その2)	平成28年11月28日
	・一般国道16号(昭島市拝島町～福生市熊川間)拡幅事業(工事の施行中その7)	平成28年11月30日

平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第8回総会
速 記 録

平成28年12月22日（木）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前10時00分開会)

○宇山アセスメント担当課長 定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

現在、委員21名のうち、14名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、平成28年度第8回総会の開催をお願いいたします。

傍聴の申し出はございますので、よろしくをお願いいたします。

○片谷審議会会長 皆様、おはようございます。

年末の御多忙の中、御出席くださりましてありがとうございます。

会議が始まります前に、今、事務局から報告がありましたとおり傍聴を希望する方がお見えになっているということでございますので、いつものように審議会の運営に関する要綱の第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数は30名程度とさせていただきます。

では、傍聴の皆様を御案内してください。

(傍聴人 入場)

○片谷審議会会長 傍聴の皆様方、朝早くからお疲れさまでございます。御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、傍聴の皆様方におかれましては、傍聴を希望される案件の審議が終了した時点で途中で退室されても結構でございますので、適宜御判断をお願いいたします。

ただいまから、平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第8回総会を開催いたします。

本日の議事でございますけれども、お手元の会議次第にありますように、諮問が1件、その後、受理報告を受けまして、最後にその他となっておりますけれども、審議会の運営に関する要綱の改正の審議がございます。その3点について、本日は審議をいたします。

早速、1番目の議事でございますが、諮問でございます。諮問の案件につきまして、事務局から提案、説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 お手元の資料をおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

資料1、諮問文でございます。読み上げさせていただきます。

28環総政第821号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成28年12月22日

東京都知事 小池百合子

記

諮問第465号 「（仮称）三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

よろしくお願いいたします。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

今、諮問文を読み上げていただきました「（仮称）三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業」の環境影響評価書案でございますけれども、この案件については、第二部会に付託させていただきます。第二部会の御所属の委員の皆様方、審議をよろしくお願いいたします。

では、諮問案件の概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○池田アセスメント担当課長 それでは、御説明させていただきます。

お手元の薄水色の薄いほうの冊子が、今回諮問させていただきます「（仮称）三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業」になります。こちらの冊子の1ページをお開きいただければと思います。

こちらの事業の事業者の名称につきましては、三田三・四丁目地区市街地再開発準備組合になります。

対象事業の名称及び種類は、（仮称）三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業、対象事業の種類は、高層建築物の新築になります。

下の表の3-1対象事業の概略をご覧ください。

所在地につきましては、港区三田三丁目5番地、四丁目15番地ほかでございます。

事業区域の面積は約4.0ha、敷地面積は約3.0haとなっております。

建築面積は約11,800m²、延床面積が約223,700m²となっております。

建物の最高高さでございますけれども、4棟ございまして、複合棟-1が一番高い建物で約211m、複合棟-2が約30.5m、住宅棟-1が約31.5m、住宅棟-2が約11.5mでございます。

駐車場につきましては、約494台。

工事用期間は、平成30年度から平成35年度まででございます。

供用開始は、平成35年度を予定してございます。

続きまして、7ページをご覧ください。事業の目的でございます。

計画地の現況としましては、建物の大半が築30年以上で老朽化が進んでいるとともに、低利用地が過半を占めまして、高度利用が図られていない状況となっております。また、幹線道路や崖線等が地域の分断要素となっております、地域をバリアフリーで東西に連絡する歩行者動線がない等の課題がございます。

そこで本事業は、市街地間の連絡を強化する歩行者ネットワークの形成、地域に不足する公園・広場・緑地の整備、地域の高低差を解消するバリアフリー動線の確保、再開発事業等による土地利用転換・共同化により、質の高い都市空間を備えたビジネス交流拠点・生活環境を形成することを目的としてございます。

なお、計画地は都市再生特別措置法に基づく「特定都市再生緊急整備地域 品川駅・田町駅周辺地域」に位置しまして、「田町駅西口・札の辻交差点周辺地区まちづくりガイドライン」という港区の上位計画において、既存市街地の機能更新及び大規模な低未利用地の土地利用転換により、業務機能を中心に住・商・学が融合した地域の交流拠点を形成する地域として位置づけられております。

続きまして、8ページをご覧ください。計画地位置図でございます。

地図の中心地が計画地になりますけれども、計画地の東側にJR山手線が通っておりまして、田町駅がすぐそばにある。都営地下鉄の三田駅なども近傍にございます。計画地の東側は三田通り、南東側に第一京浜、西側が聖坂という坂道に面しております。

9ページが、現況の航空写真でございます。

12ページをお開きください。事業の基本計画でございます。右側の13ページもあわせてご覧いただければと思います。

13ページのちょうど中央に複合棟-1がございますけれども、高層の複合棟-1を国道15号線（第一京浜）寄りに配置しまして、その北側に複合棟-2という建物を配置してございます。この敷地の左側、聖坂沿いに、住宅棟-1と住宅棟-2という住宅系の建物を配置する計画でございます。

下の表5.2-1 建築計画の概要をご覧ください。

複合棟-1につきましては、延床面積は約196,000m²、最高高さが約211m、地上42階、地下3

階となっております。

複合棟-2につきましては、延床面積が約7,000m²、最高高さは約30.5m、地上5階、地下1階の構成となっております。

この2つの使用用途でございますけれども、事務所、文化・交流施設、商業・生活支援施設、駐車場で構成されております。駐車場台数は、この2棟分で約436台でございます。

住宅棟-1でございますけれども、延床面積は約20,100m²、最高高さは約31.5m、地上9階、地下1階となっております。

使用用途については、住宅と駐車場になります。

住宅棟-2でございますが、延床面積が約600m²、最高高さは約11.5m、地上4階、地下2階で構成されております。

使用用途につきましては、住宅、商業・生活支援施設となります。

こちらの2棟を通しまして、駐車場台数は約58台となっております。

14ページをお開きください。こちらが計画建築物の断面図でございます。図書を横にして見ていただきまして、左側が複合棟-1、次が複合棟-2、次が住宅棟-1、住宅棟-2という形になっております。

右側の15ページでございますが、複合棟-1を北東側から見た完成予想図でございます。

続きまして、17ページをお開きください。自動車動線計画図でございます。

こちらの計画地に向かいます関連車両につきましては、左折による出入りとする計画でございます。複合棟-1と複合棟-2につきましては、第一京浜と三田通りを利用する計画としておりまして、第一京浜に入り口のみ、三田通りにつきましては出入り口を設ける計画としております。

住宅棟-1、住宅棟-2につきましては、聖坂を利用する形となっております。出入り口ともに聖坂に設ける計画としてございます。

なお、複合棟-1と複合棟-2につきましては、地下車路で連絡しておりまして、第一京浜あるいは三田通りから入る関連車両につきましては、三田通りから出る計画になってございます。

18ページをご覧ください。歩行者動線計画図でございます。

ちょうど土地の左側が聖坂になりますけれども、そこが崖上になっております。そして、計画地の右側の札の辻の交差点が崖下になるのでございますが、ここを連絡する歩行者デッキを整備する計画になっております。地図でいいますと、ちょうど計画地の中央に点線で薄

いグリーン色とピンク色の線が入っているデッキで結ばれる計画となっております。このデッキにつきましては、JR田町駅方面との連結性を高めたバリアフリー動線を計画してまいります。また、札の辻交差点から札の辻橋までのデッキを延長することによりまして、JR線路を挟んだ向こう側と連絡する計画としてまいります。

地上部は、第一京浜の部分でございますけれども、一部拡幅をしまして、外周の歩道と一体的に歩道上の空を整備することによりまして、快適性の高い歩行者空間を整備する計画でございます。

続きまして、23ページをお開きいただければと思います。こちらの計画地の緑化計画図でございます。

計画地には斜面緑地がございまして、「田町駅西口・札の辻交差点周辺地区まちづくりガイドライン」によりまして、緑の軸・斜面地再生ゾーンとして位置づけられています。

隣接する三田ツインビル西館と一体となった大規模緑地を整備し、さらに地形や道路を生かした地域における身近な「緑の軸」との連続性を図ることで緑を生かした活動的にぎわいのある都市景観を創出することとしております。

既に、隣の三田ツインビルについては、斜面を利用した緑地ができています。

通りに面して随所に設けました広場等がございますけれども、こちらは往来する人々の溜まり空間となり、緑あふれる街並みを景観として創出する計画としてまいります。

24ページをお開きください。工事工程でございます。

工事期間は、平成30年度から平成35年度にかけまして、約60ヶ月を予定してまいります。複合棟-1、2、住宅棟-1は並行して解体あるいは建築工事が進められる計画でございます。

37ページをご覧ください。環境影響評価の項目でございます。

この計画地につきましては、東京都環境影響評価条例第40条第4項に規定する良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域（特定の地域）に該当してまいります。そのため、次の38ページの表6-1に示すとおり、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財の7項目について、環境影響評価を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

今、説明のありました諮問案件の評価書案でございますけれども、今日の時点で何か御質問がありましたら承ります。

特に第二部会の方は、これから審査をしていただくわけですが、第一部会御所属の方は、答申の審議のときまで御発言いただく機会がありませんので、今日の時点で御発言があれば承りたいと思います。もちろん第二部会の方も、今、確認しておきたいことがありますたら御発言ください。

いかがでしょうか。

済みません、私から確認しておきたいのですけれども、隣の三田ツインビルは、いつごろできたのですか。そんなに正確ではなくていいのです。かなり前ですか。割と最近だったような気がするのですけれども。

○鈴木政策調整担当部長 10年前ぐらいだったと思います。

○池田アセスメント担当課長 今、正確に把握していないのですけれども、約10年前後の間にはできていると思います。

○片谷審議会会長 これは、アセス対象案件でしたか。

○池田アセスメント担当課長 これは、多分対象になっていないと思います。

○片谷審議会会長 私も見た記憶はないのですけれども、もし対象案件であれば、事後調査報告書があるのかなと思って。

○宇山アセスメント担当課長 全く出てきていません。

○片谷審議会会長 出てきていないということは、対象案件ではなかったことですね。

逆に対象案件であったほうが事後調査のデータがあるから、参考になると思ったのです。

対象でなければやむを得ないですね。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 先ほどの23ページのところに緑化計画図がありますが、斜面の緑地は、今回の計画の前にもあったということですので、具体的にどういう変化があつて、以前はどのような活用がされていたのかということが1点です。

もう1点は、防風植栽がされているところがありますが、これは複合棟-1が大変高い建物で、ツインビルが高さがどれくらいあるかちょっと分かりませんが、ここへ植栽することの意味は、どのように計画の中で決められたのかを教えてくださいと思います。

○池田アセスメント担当課長 今、小堀先生がおっしゃられた、まず前にあった計画につきましては、私の言葉が足りなかったのかもしれませんが。

ここはもともと緑地として利用されていた場所ではなくて、本当に自然の崖があつた関係で、自然に緑地が残っていた場所です。20ページの記載にありますように、まちづくりガイ

ドラインにより、今後の開発に向けては緑の軸・斜面地再生ゾーンとして位置づけられていて、今回こちらの計画に合わせまして、もとの緑も生かしながら、かつ広場となって住宅の方とかオフィスの方が集えるような緑の空間にしていく計画でございます。

もう一つ、防災植栽のことですけれども、183ページの風環境のところをお開きいただければと思います。ちょうど黄色の部分が領域Cといたしまして、たしかかなり風の強い実験結果が出たところでございます。ここを緩和するということで、第一京浜に面したところと後ろの住宅の崖の付近にちょうど黄色が出ていますので、そこに風環境の緩和のために木を重点的に植える計画になってございます。

高さにつきましては、173ページをご覧くださいければと思います。ちょうど防風植栽の詳細なイメージが出ておりまして、薄い緑色の小さい点につきましては樹木として高さ5m～6mぐらいのもの、中間ぐらいの大きさのちょっと濃い緑色の丸につきましては7m～8mのもの、青に近い色のものは高さ9～10mの高い木で、先ほど言いました風対策の関係で植栽をする計画になってございます。

三田ツインビルの西館の件なのですけれども、2006年9月に竣工しているということです。
○片谷審議会会長 小堀委員、よろしいですか。

○小堀委員 ちょっと補足です。

この間も二子玉川の再開発の事後報告がありましたが、その当時は、建ってからビルによる風が今、非常に問題になっていることもありますので、今回、大変高層なビルができて、その背後に住宅の棟が2棟あるということで、そこら辺の配慮は結構重要なかなと思っておりまして、質問させていただきました。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

ちょうど、ツインビルと今回の事業の高層棟が接している格好ですので、やはりその間はかなりビル風が予想されますから、その辺は第二部会で審議いただくときに重点的に確認をしていただければと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

では、特に御発言がないようでございますので、諮問案件につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、受理の関係につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、受理関係について御報告させていただきます。

本日の資料の2ページ、資料2をご覧ください。

環境影響評価書案が1件、今、御説明させていただいた件でございます。それから環境影響評価書が1件、事後調査報告書が4件を受理してございます。

受理報告につきまして、順に御説明させていただきます。

引き続きまして、3ページをご覧ください。「町田市資源循環型施設整備事業」の環境影響評価書が提出されたということでございます。評価書につきましては、お手元のブルー色の分厚い冊子になります。

答申を踏まえた知事意見が4項目ございまして、順に説明させていただきます。

1つ目、悪臭です。本事業については、新たにバイオガス化施設を設置するので、臭気成分の焼却やメタン発酵槽の密閉化などの保全措置を徹底することという意見。

また、事後調査において、悪臭防止対策の効果を確認し、必要に応じて追加の対策を検討することという意見をつけました。

それに対して事業者のほうから、新たにバイオガス化施設を設置するので、環境保全のための措置を確実にいき、悪臭の影響の低減に努めること、それから事後調査において、悪臭防止対策の効果を確認し、必要に応じて追加の対策を検討することなどを環境保全のための措置に追記してございます。

記載は220ページ～221ページでございます。

騒音・振動です。工事用車両及び清掃車両の走行に伴う道路交通騒音レベルについて、一部の地点で環境基準を超えていることから、より一層の保全措置を検討することという意見に対しまして、環境影響評価書においては、工事用車両、清掃車両ともに低公害車の使用に努める、通勤は可能な限り公共交通機関の利用に努める、工事用車両につきましては、工事工程の平準化を検討し車両が集中しないよう努める、清掃車両についても、計画的かつ効率的な運行計画を検討し清掃車両が集中しないよう努めることなどを保全措置として追記してございます。

水循環です。こちらは保全措置として、雨水浸透貯留槽及び浸透トレンチを新設としているのですが、浸透能力や構造等が不明確であることから、図や表を用いて具体的に記述しなさいという意見に対しまして、こちらは図を見ていただいたほうが分かりやすいかと思っておりますので、本編の385ページをご覧ください。

385ページの下の方に図が入ってございます。左側が雨水浸透貯留槽ということで、大雨が降ったときにはこちらで貯留しつつ浸透もする。右が浸透トレンチということで、浸透しやすいようなトレンチをつくるということで、こういった図が入っていること。

あとは資料編のほうに、これらの貯留量、浸透能力も記載されているところがございます。

本日の資料にお戻りいただきまして、4ページでございます。生物・生態系につきましては、残留緑地に隣接する既存工場棟跡地に、まとまりのある緑地を配置するとしておりますけれども、事業の実施により既存の緑地をかなり伐採等しますので、動植物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、環境保全のための措置を確実に行うことという意見に対しまして、評価書においては、事業の実施により既存緑地が減少し、動植物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、環境保全のための措置を確実にを行い、生物・生態系に与える影響の低減に努めることを環境保全のための措置に追記してございます。

評価書の説明については、以上でございます。

○片谷審議会会長 では、一旦ここで切らせていただきます。

今、説明のありました評価書案に対する意見書に対応して修正された箇所が説明されましたけれども、これについて何か御意見、御質問等があれば承ります。

私の感覚としては、追記していただいた内容はこれで妥当だと思いますけれども、この案件は、既存の施設があつて、それが稼働したままで工事をすることになりますから、既存の施設に出入りするごみ運搬車両あるいは持ち込みごみの運搬車両が走っている中に工事用車両も走るということなので、工事用車両の騒音・振動に関する対策は非常に重要な意味を持っていると思います。

決して、私の職場に近いから言うわけではございませんけれども、周辺は住宅地ですので、交通が集中するような状況が少しでも発生すると、せっかく理解を示されている周辺住民の方々が悪い印象を持ってしまうことが起こりますので、集中しないような措置はより一層、ほかの案件以上に重要だということ、事業者サイドにお伝えいただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

特に御発言がないようでございますので、この評価書の受理報告については以上とさせていただきます。ほかの受理報告をお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 引き続きまして、事後調査報告書につきまして御説明させていただきます。

1つ目が、5ページ「飯田橋駅西口地区市街地再開発ビル建設事業」です。こちらは工事の完了後ということで、お手元にクリーム色のやや厚めの冊子がございます。まず、こちらの9ページをお開きください。

9ページに、位置図がございます。飯田橋駅の南側です。ちょうど西のほうに神楽坂がござ

いまして、そこからおりてきて、外堀をまたいだあたりが今回の計画地でございます。

12ページがより詳細な図ということです。いろいろ書いてあってごちゃごちゃはしているのですけれども、北側の駅前広場は若干整備しているのと、本体の計画地のところでは北東側に業務・商業棟をつくって、南西側に住宅棟、北東側に教会棟をつくるということでございます。広場等も多くつくることと、周辺は区道に囲まれておりますけれども、こちらの整備もあわせてこちらの事業で行って、歩道の拡幅ですとか横断歩道をつくったりとか、かなりこの周辺の交通に対しても、よくなるような整備をしているところでございます。

15ページが断面図になります。業務・商業棟、住宅棟の両方とも、150m程度ということで、業務・商業棟はオフィスがメインです。住宅棟は、当然ですけれども住宅がメインの建物となっております。

27ページに、緑化図がございます。かなり手厚く緑化をしていることが分かるかと思えます。どういった緑化なのかということが、さらにおめくりいただいて29ページです。

29ページの特に①-1などは、緑化もそうですけれども、計画地の歩道状空地ということで、一般の方も自由に歩ける広い歩道ができたということでございます。

30ページは、緑化ですとか歩道の状況ですとか、一番下の④は広場ということで、一般の方も休憩したりとかができるスペースをつくっているところでございます。

本日の資料と、ちょっと図面を見たほうがいいものはクリーム色の冊子をあわせて見ながら御説明させていただきたいのですけれども、まず本日の資料の5ページです。

1 大気汚染、(1) 関連車両の走行に伴う大気中における濃度ですけれども、二酸化窒素の期間(7日間)平均値(平日0.021ppm~0.034ppm、休日0.015ppm~0.025ppm)は、地点c(平日)で予測結果をやや上回りましたが、残りの3地点及び地点c(休日)では、同程度または下回っております。

また、日平均値の最高値(平日0.028ppm~0.053ppm、休日0.016ppm~0.027ppm)は、全ての地点で予測結果と同程度または下回っており、また、参考比較ではありますが環境基準を満足してございます。

浮遊粒子状物質の期間(7日間)平均値(平日0.028mg/m³~0.031mg/m³、休日0.023mg/m³~0.025mg/m³)は、予測結果を、平日では全ての地点で上回り、休日では全ての地点で同程度または下回っております。

平日につきましては若干上回っているのですけれども、近隣の測定局のバックグラウンド濃度も予測条件に比べて若干高まっておりますので、それが要因と考えられるということで

ございます。

それから、日平均値の最高値(平日 $0.040\text{ mg/m}^3\sim 0.044\text{ mg/m}^3$ 、休日 $0.026\text{ mg/m}^3\sim 0.028\text{ mg/m}^3$)は、全ての地点で予測結果、また、参考比較した環境基準を下回ってございます。

(2) 地下駐車場の供用に伴う大気中における濃度ですけれども、駐車場利用台数は、予測条件が2,550台ということで、こちらは延床面積等からマニュアルに従って算出したのですが、実際にはかなり駅近の物件ということもありまして、332台程度とかなり下回っておりますので、駐車場の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質への影響も、予測より小さいと考えるとしてございます。

(3) 熱源施設の稼働に伴う大気中における濃度ですけれども、熱源施設排気口の窒素酸化物排出量($0.0099\text{ m}^3\text{N/h}$)は、予測条件($0.061\text{ m}^3\text{N/h}\sim 0.077\text{ m}^3\text{N/h}$)を下回ったことから、こちらも大気への影響は予測よりも小さいとしてございます。

2 騒音・振動ですけれども、(1) 関連車両の走行に伴う道路交通騒音及び道路交通振動につきまして、道路交通騒音レベルの事後調査結果(〔平日〕昼間 $56\text{ dB}\sim 64\text{ dB}$ 、夜間 $49\text{ dB}\sim 60\text{ dB}$ 〔休日〕昼間 $53\text{ dB}\sim 63\text{ dB}$ 、夜間 $48\text{ dB}\sim 58\text{ dB}$)は、全ての地点で予測結果と同程度または下回ってございます。ただ、地点bで環境基準を上回っている状況ですけれども、これは評価書の当時、現況調査のときにも既に上回っておりまして、今回の事後調査では、3地点では下回って、残りの地点では同程度であったということで、影響を及ぼしていることではございません。

道路交通振動レベルの事後調査結果(〔平日〕昼間 $39\text{ dB}\sim 52\text{ dB}$ 、夜間 $36\text{ dB}\sim 51\text{ dB}$ 〔休日〕昼間 $37\sim 50\text{ dB}$ 、夜間 $36\sim 50\text{ dB}$)は、全ての地点で予測と同程度または下回り、規制基準も下回ってございます。

(2) 地下駐車場の供用及び熱源施設の稼働に伴う騒音ですけれども、騒音レベルの事後調査結果(朝 47 dB 、昼間 51 dB 、夕 49 dB 、夜間 51 dB)は、全ての時間区分で予測結果である 45 dB 及び規制基準(50 dB または 45 dB 以下)と同程度または上回ってございます。

こちらの原因としては、もともと予測は規制基準と当てるということもありまして、主には地下駐車場の吸排気設備なのですけれども、設備の音のみを予測してございますけれども、実際に事後調査のときには、ちょうどはかった地点は道路沿道に位置しますし、駅前ということもあってかなり周辺の音も大きいということで、上回ったということでございます。

記載がありますとおり、上回った理由としては周辺の道路交通騒音を初めとした諸活動による騒音が影響していることが考えられます。

実際には、駐車場の吸排気設備は、基本的には低常音でございますので、周辺の道路交通騒音と沿道騒音の影響が小さく、施設の低常音に近いと推測する騒音レベル(L_{A95})の事後調査結果と比較した結果、規制基準と同程度または下回ると考えるということでございます。

現地において、設備騒音につきまして、特定の音としては確認できなかったということで、いろいろな音にまじって吸排気の音自体は聞こえなかったということ。

最後に、苦情の有無が書いてありますけれども、特段苦情もないということでございます。続きまして、3 日影でございます。

(1) 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度です。計画建築物の高さが、予測時点よりも約6m低くなったことから、日影の範囲は予測結果に比べやや縮小したということで、こちらはクリーム色の冊子の93ページをご覧ください。

93ページが等時間日影図になります。やや見にくいのですが、点線で書いてあるところが予測結果でございまして、実線が事後調査結果ということで、高さがやや低くなりましたので、等時間日影もやや範囲が狭まっているということでございます。

本日の資料の6ページにお戻りいただきまして、日影の(2)日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度です。こちら、約6m低くなったことから、No.2地点で日影時間が約10分短くなりましたが、残りの2地点では同程度であったということでございます。

4 電波障害です。画像評価は全ての地点で正常に受信しており、品質評価は全ての地点でおおむね良好～極めて良好であったことから、電波障害は発生していないものと考えてさせていただきます。

5 風環境につきまして、事後調査結果に基づく風環境評価は2地点やっておりますけれども、ともに領域B(低中層市街地相当)であり、予測結果と同程度であったということでございます。

6 景観につきましては(1)主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度です。飯田橋駅に近接する敷地の北側に駅前広場を整備したことなどによって、富士見地区の玄関口としてふさわしいランドマークとなっている。また、広場及び歩行空間を積極的に緑化したこと等により、外濠公園から靖国神社等へとつながる緑の回廊の一部としてゆとりのにぎわいを形成するなど、予測結果と同程度であったということでございます。

(2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度ですけれども、近景域では2棟の高層棟が

新しいシンボルとして認識され、中景域はでは周辺の高層建築物と連続したスカイラインを形成しており、事後調査結果は予測結果とおおむね同程度であったということで、こちらは118ページ以降に写真があります。

まず、118ページをご覧ください。上が予測結果で下が事後調査結果でございます。予測のとおり建っていることが分かるかと思えます。次のページ以降も、予測どおり建っているということです。

123ページが中景域になりますけれども、ちょうど真ん中に計画建築物が予測とほぼ同程度のビルとして視認できることが分かるかと思えます。

また6ページにお戻りいただきまして(3) 圧迫感の変化の程度でございます。こちらも予測時点より6m低くなったことから、No.2で形態率が4.4%小さくなったが、残りの2地点では同程度であったということでございます。

7ページの7 史跡・文化財です。国指定史跡「江戸城外堀跡」に該当する計画地北端部において、駅前広場敷地の整備及び牛込門の石垣の修復工事を実施した。これらは、文化財の価値の保全・展示に資することから、文化財の価値を周知・PRすることに貢献できるという予測結果と一致するものと考えらるということでございます。こちら、実際にやった内容が、135ページに写真がございます。

135ページの左側が施行前で、右側が完了後です。基本的には積み直したことで、ちょっと古くなって状況がよくない石については新しい白い石を入れたということでございます。色はかなりギャップがありますけれども、時間がたつと同じような色になるということでございます。

本日の資料の7ページにお戻りいただきまして、8 自然との触れ合い活動の場(1) 自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度でございます。外濠公園の桜並木及び遊歩道の利用は、施行前と比べ特段の変化は見られなかった。また、外濠公園における日照時間、照度、風環境等は、予測とほぼ同様であり、外濠公園の植物の生育に影響のないレベルであると考えられるとしてございます。

(2) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える変化の程度ですけれども、先ほど写真を見ていただきましたとおり、外濠公園通りは、予測条件と同様に歩道、歩道状空地及び横断歩道が整備され、交通安全の観点からより利用しやすい経路となったものと考えられるとしてございます。

9 廃棄物です。住宅棟、業務・商業棟、教会棟とございまして、住宅棟は予測が約1,720kg/日に対

して685.5kg/日ということで、下回ってございます。業務・商業棟も3,894.0kg/日に対しまして1,623.6kg/日ということで、下回っている。教会棟も同様で、合計も全て下回っていることから、下回ってございます。

住宅棟につきましては、最も安全側ということで、1世帯4人と予測をしておりましたけれども、実際には1LDKの部屋もかなりありますし、平米としても小さい部屋もありますので、居住人口がかなり少なかったのではないかとしてございます。

業務・商業棟につきましては、IT企業等も多く入っていて、ペーパーレス化が進んでいること等も理由ではないかとしてございます。

10 温室効果ガスでございます。住宅以外の用途（オフィス、商業）における二酸化炭素排出量（8,713tCO₂/年）は、予測結果（10,399tCO₂/年）を下回った。

下回った理由としましては、建築形状、外装、照明などさまざまな省エネ手法を採用し、環境品質・性能が高く環境負荷の少ない建築物を建築したことなどによるものと考えられるとしてございます。

苦情の有無ですけれども、苦情についてはございませんでした。

続きまして、8ページです。「南山東部土地区画整理事業」でございます。

こちらは、お手元のホチキスどめの冊子になります。こちらの3ページをご覧ください。

3ページは位置図でございます。ちょうど京王相模原線の南側に位置しておりまして、東側には京王よみうりランド駅、西側には稲城駅がございます。東側にはよみうりランドがございまして、南側にはよみうりゴルフ場、その先には住宅等も広がっているところにおいて区画整理を行っているものでございます。

区画整理としては、4ページをご覧ください。これが土地利用計画になりますけれども、道路を通したりですとか、道路沿道に商業施設をつくったりですとか、あと黄土色のところは住宅用地、緑ですとか学校等もつくる予定となっております。

本日の資料にお戻りいただきまして、8ページでございます。

答申日は平成14年と、やや古い案件となっております。

事業の種類は、土地区画整理事業。

規模ですけれども、位置は稲城市矢野口2422-1番地他でございます。

面積は、約87.5haです。

事業方式は、組合方式でございます。

計画人口は、約7,600人です。

事業期間は、平成19年度から平成29年度にかけて工事を行う予定でございます。

今回は、工事の施行中その8でございます。

順に説明をさせていただきます。

1 大気汚染です。切盛土工事期間中の降下ばいじんの事後調査結果(0.3 t/km²/月～3.6 t/km²/月)は、工事着手前の測定結果(2.8 t/km²/月～4.5 t/km²/月)と同程度または下回っております。

予測で想定した粉じん防止対策を実施したほか、その強化策として民家が近接する盛土箇所には高さ5mの防じんシートを設置して工事を実施するなどにより、影響は少なかったと考えられるとしてございます。

2 騒音です。E工区(切盛土工)における建設作業騒音レベルの事後調査結果(74dB)は、予測結果と同程度であり、条例に定める勧告基準を下回ったとしてございます。

3 振動につきましては、E工区(切盛土工及び法止擁壁工)における振動レベルの事後調査結果(56dB～61dB)は、予測結果を下回るとともに、勧告基準も下回るとしてございます。

下回った理由としましては、近隣の民家への影響の低減を図るため、振動の大きなブルドーザを使用しなかったこと。それから、バックホウ等を移動する際は、極力スピードを抑えて工事を行ったことが考えられるとしてございます。

4 水質汚濁です。仮設調整池から三沢川へ放流しているときの三沢川の浮遊物質量の事後調査結果は、上流側で3mg/L、下流側で5mg/Lということで、三沢川の環境基準値の50mg/Lからもかなり下回っているということで、予測のとおり工事による河川水質への影響は小さかったということでございます。

5 史跡・文化財です。計画区域内にある国指定の「江戸の里神楽」について、該当箇所の工事着手前に当該文化財管理者と協議の上、文化財の管理品目について適切な場所へ仮移転、保存していることから、予測のとおり影響を及ぼしていないとしてございます。

計画区域周辺にある稲城市指定の「庚申塔」「板碑」及び「筆塚」について、損傷等の確認調査をした結果、損傷等が見られなかったとしてございます。

6 廃棄物です。(1)建設廃棄物の排出量等ですけれども、アスファルト塊が予測2,510 m³に対して、今回発生と累計、基本的には累計と比べますと、まだ工事の途中なので下回っているということでございます。コンクリート塊も、1,600 m³に対して616 m³と下回っております。伐採樹木は、27,630 m³に対して、28,229 m³と同程度ということでございます。再資源化率につきましては、全て100%としてございます。

(2) 建設発生土の排出量等につきましては、予測が402,900m³に対しまして、累計が344,011m³ということで、こちらも工事の途中なので下回っているということでございます。再利用率は100%でございます。

一番下の苦情ですけれども、振動に関する苦情が1件ございましたが、重機を移動する際は極力スピードを抑えること、当該箇所で工事を行う場合は、当日の朝に工事内容を説明すること等により理解を得たということでございます。

○池田アセスメント担当課長 続きます、本日の資料10ページをお開きください。あわせて、お手元の資料の、今まで使っていた事後報告の資料よりも薄目のもので、「(仮称)大久保三丁目西地区開発事業」と書いてあるものを御用意いただければと思います。

まず、事業名でございますが、今、申しましたが「(仮称)大久保三丁目西地区開発事業」でございます。

答申は平成22年1月19日、受理は平成28年11月28日でございます。

事業の種類は、高層建築物の新築でございます。

お手元の資料の2ページをお開きください。こちらが計画地位置図になります。ちょうど地図の中央にイチョウの葉っぱのような形で計画地がございますけれども、こちらの計画地の住所につきましては、新宿区大久保三丁目8番となっております。

計画地の西側は山手線が通っておりまして、東側が戸山公園となっております。図中には入っておりませんが、北側に最寄りの駅として高田馬場駅がございます。

右のページをご覧ください。こちらの敷地面積は、約25,200m²でございます。建築物としましては、中央のA-1棟が業務・住宅棟で、高さが約160m。その下のA-2棟が住宅棟で、高さ100m。敷地の北側にA-3棟がございまして、こちらが商業店舗、防災の倉庫等がございます。また、A-1棟の上のほうに広場(地下多目的ホール)とございますけれども、広場の地下に多目的ホールがございます。

それでは、本日の資料10ページにお戻りいただければと思います。

A-1棟、A-2棟含めて住宅棟が入っておりますけれども、住宅戸数につきましては約730戸。駐車場台数につきましては約540台。

工事期間につきましては平成22年度から始まりまして、平成27年度で終了してございます。

供用開始は、住宅棟につきましては平成26年度から、業務・住宅棟につきましては平成28年度から行っております。

事後調査の区分は、工事の施行中(その2)でございます。

調査項目は、地盤、水循環、廃棄物です。

まず1 地盤（地盤の変形の範囲及び変形の程度）でございます。報告書の13ページをお開きください。地盤変動調査地点の図でございます。図中のNo. 1からNo. 8までの8ヶ所で、調査をしてございます。

14ページをお開きください。中央の図1-2が地盤の変動量調査結果のグラフでございます。次の15ページ～18ページが、各地点のデータでございます。

地盤の地点ごとの月ごとの変動量につきましては、 -7mm ～ $+6\text{mm}$ の範囲でございます。平成25年の3月に山留工事を開始しておりますけれども、そこから平成28年7月の地下駆体工事終了1年後までの期間の累積の変動量につきましては、 -14mm ～ $+9\text{mm}$ でございます。以上のことから、掘削工事等に伴い地盤沈下または地盤の変形による著しい影響は及ばなかったものと考えてございます。

続きまして、水循環でございます。報告書の25ページをお開きください。こちらが地下水位調査地点でございます。図中のA, Bが調査地点でございます。1地点で、2つの深度で調査をしてございます。

26ページをご覧ください。下のグラフが、地下水位調査結果でございます。今回予測した事項につきましては、掘削工事等に伴う地下水の揚水による地下水の水位の変化の程度でございます。

地下水位は、下のグラフの青色の線が第一帯水層で、T. P. $+21.1\text{m}$ ～ $+25.0\text{m}$ の範囲、赤い線が第二帯水層で、T. P. $+18.9\text{m}$ ～ $+23.9\text{m}$ の範囲で変動してございました。動きを見ますと、降雨に敏感に応答した一時的な水位変動が見られるものの、掘削工事や地下駆体工事に伴う大幅な水位の低下傾向は見られておりません。

続きまして、地下構造物の存在による地下水流況の変化の程度でございます。こちらも、先ほど説明したような範囲で水が変動してございます。掘削工事及び地下駆体工事に伴う大幅な水位の低下傾向は見られなかったことから、地下構造物の存在等による大幅な地下水流域の変化は見られなかったと考えてございます。

また、本日の資料の10ページにお戻りください。

3 廃棄物でございます。まず（1）建設発生土の排出量でございますけれども、今回の期間の分としまして $22,929\text{m}^3$ 発生しまして、工事期間中の合計が $292,937\text{m}^3$ となりました。その結果、予測結果を約 $5,000\text{m}^3$ ほど増加しておりますが、おおむね予測通りでございました。この建設発生土につきましては、場外に搬出しまして、堤防の盛土や埋め戻し土として再利用

してございます。

右ページをご覧ください。(2) 建設汚泥の発生量でございます。今回の発生分は15m³で、期間中の合計が17,590m³となっております。予測結果よりも、約4,000m³少ない結果となっております。こちらの建設汚泥につきましては、流動化処理土、再生土等として100%資源化してございます。

(3) 建設工事等に伴い生じる廃棄物の発生量でございます。こちらの表の一番下、合計をご覧ください。予測している量約5,045tに対しまして、今回の期間中に発生したものが6,257tとなっております。そして、工事期間中合計で9,736tと、大幅に超過している状況でございます。こちらにつきましては、工事の工法で逆打工法を採用しておりまして、この工法により、仮床を設置する関係でコンクリートを1回打設します。ただ、その工事の進捗に従って、そのコンクリートを1回また剥がす行為が出るものですから、今回、コンクリート塊の発生量が増加してございます。

全体の資源化率は約91%となっております。予想が約95%ですので、若干下回っている状況となっております。

苦情につきましては、電波障害につきまして、18件の苦情がありました。そのうち13件につきましては、タワークレーンのブーム方向の調整、光通信ケーブル設置、BSアンテナの移設等により解消してございます。5件につきましては、この建築物による障害ではないということが分かりまして、苦情者の理解を得てございます。

大久保三丁目については、以上でございます。

続きまして、本日の資料12ページをお開きください。次は、事業名が「一般国道16号（昭島市拝島町～福生市熊川間）拡幅事業」でございます。お手元に、一番薄い冊子があるかと思えますけれども、これもあわせてご覧いただければと思います。

答申につきましては、平成9年2月27日でございます。

受理は、平成28年11月30日でございます。

事業の種類につきましては、道路の改築でございます。

規模でございますが、まず報告書の2ページをお開きください。

こちらが、今回の道路の改築の全体をあらわしました位置図でございます。この地図を横にしまして、左側が昭島市拝島町二丁目が起点となっております。薄いので分かりづらいかもしれませんが、右側がJRの青梅線をまたいだ形の右側に福生市熊川になりますけれども、この区間の約1.5kmでございます。

車線数につきましては、往復6車線です。

構造型式は、土工部、いわゆる一般の道路の部分は約655m、ちょうど青梅線をまたぐ橋梁部分が約95m、小荷田の交差点のところになりますけれども掘割が約390m、青梅線をまたぐ橋の部分に盛土（擁壁）ということで約360m計画されてございます。

工事期間は、平成13年度から平成28年度の予定でございます。

供用開始年は、平成28年度を予定してございます。

本日の資料の12ページにお戻りいただければと思います。

今回、事後調査の区分につきましては、工事の施行中その7になります。

調査項目は、騒音、振動でございます。

調査結果でございますけれども、冊子の6ページをご覧ください。こちらも地図を横にして見ていただければと思いますけれども、今回の調査箇所につきましては、薄緑色で塗られているところが今回の対象区間でございます。武蔵野橋南交差点からJR青梅線をまたぐ武蔵野橋の橋梁部の工事でございます。

7ページをご覧ください。こちらが、建設作業騒音・振動調査地点の詳細図でございまして、掘削工事の部分でございます。地図上の右側がJR線になります。黒い点線で囲われたところが、橋脚をつくるために掘削工事を行った場所でございます。

8ページをご覧ください。同じような図でございますけれども、こちらが橋梁下部工の詳細図でございます。上の点線で囲われているところが、今回コンクリートの打設をしたところでございます。こちらの騒音を取ってございます。

この両方の図を見ながら説明させていただければと思います。

まず、1 騒音でございます。建設作業騒音レベル（ L_{A5} ）の最大値は、冊子6ページの橋梁区間における掘削工においては64dBと、予測結果64dBとほぼ同等でございました。冊子8ページの橋梁下部工については68dB、予測結果が72dBでしたので、予測結果を下回ってございました。

この下部工につきまして、予測を下回った理由でございます。8ページをご覧くださいまして、予測時は敷地境界から建設機械までの距離を5mとして設定してございましたけれども、実際の施行時につきましては、敷地境界から15m離して作業を行ったために下回ったものと考えてございます。

次に、2 振動でございます。振動につきましては、掘削工のみでございます。

建設作業振動レベル（ L_{10} ）の最大値ですが、冊子の6ページ、橋梁区間における掘削工は

42dBでございまして、予測結果が65dBで下回ってございます。この下回った理由でございすけれども、先ほどの騒音と同様に、敷地境界から建設機械までの距離を5mとしていたところ、実際の施行時には敷地境界から15m離して作業を行ったことと、予測のときに示していた建設機械と違ひまして、規格を小さくして作業を行ったためと考えてございます。

この件に関しまして、苦情はありませんでした。

説明は以上でございまして。

○片谷審査会会長 ありがとうございます。

今、4件の事後調査報告書について説明をしていただきました。これらにつきまして、御質問や御意見を承りたいと存じます。

特に順番は定めませんので、どの案件の何ページといった形で御指摘いただいて、御発言いただくようお願いいたします。

平手部会長、お願いします。

○平手委員 大久保三丁目の件ですが、先ほど説明があった廃棄物ですけれども、コンクリート塊が予測が約227tに対して今回は2,666tで、最終的に4,000t～5,000t近くなったということで、20倍以上です。

理由としては、工法が変わったという御説明がありましたが、まず予測の段階で工法の見通しはなかったのかどうかということ。もしなかったとしても、工法が変わった部分の廃棄の量と、当初予測されていた分は分けて記載したほうがいいのではないかと。要するに、予測の前提が違ったわけですね。ですから、予測の前提で合っている部分と違った部分は分けて記載したほうが、表としてではなくて例えば文中とか、あってもよかったかと思ひます。

もう一つ、報告書の35ページ、上から6行目にありますけれども、理由については、最後コンクリート塊が増加したことではなくて、増加した等と書いてあります。増加したこと等が考えられると書いてある。この辺の「等」はどういう意味なのか。

そのあたりのことを御説明いただきたい。

○池田アセスメント担当課長 まず、工法につきましてです。私の説明が悪かったのだと思ひますが、工法につきましてはもともと逆打工法の採用でございました。ただ、なぜ乖離かというところなのですが、当時の予測につきましては、逆打工法でどのぐらいのコンクリート塊が出るという実績値がなかった関係で、当時は一般社団法人日本建設業連合会でまとめていた「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」のデータに基づきまして、こちらの建築物の延床面積を使い算出している関係で、そういう意味では過去の実績とかを勘案したという

よりは、先ほどの調査報告書のデータを使った関係で、ちょっと実際の数字とは乖離してしまっただということが、今回の実態と考えてございます。

分けて記載につきましては、今後の資料等につきましては検討させていただければと思います。

最後の「等」の部分でございます。2ページをご覧くださいたいのです。コンクリート塊が発生した主な理由として、逆打工法の捨てコンクリートの部分ともう一つ、このイチョウの葉のような形になってございますが、細長い戸山幼稚園と書いてあるところまではもともと生活道路、本当に人が歩くぐらいしか幅がないところなのですが、ここの整備と、敷地のイチョウの葉っぱの部分に該当する外周部の整備を今回の期間で行っております。古いブロックとかがあった関係で、それを1回掘り起こして排出したということで、申し訳なかったのですけれども、当初の予想にそれを含まなかった関係で、増えてございます。

以上でございます。

○平手委員 そうすると、先ほどの増えた理由は、何か調べられた資料がちょっと時代に合っていなかったというか、この場合に合っていなかった。

○池田アセスメント担当課長 今回の工法とかに合っていなかった。

○平手委員 そうするとそのあたりは、今後もし同じように逆打工法される場合に、その資料に基づいてやった場合に、今のようなそごが起きる可能性があるのですね。

そうすると、そのあたりの対処というか原単位の扱いとかについては、どのようにお考えなのでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 今後につきましては、今回こういう形で乖離をしているものもございまして、新しい案件につきましてはそういう状況も踏まえて事業者と相談しながら適切な原単位を設定していければと考えています。

○片谷審議会会長 今の件は、どこかの法人から出されている原単位の数値ももしかしたら新しいものが出ているかもしれませんし、この事後調査報告書自体も参考文献になり得るものですので、今後の案件にはより現実的な予測になるような対応を、事務局としてもとっていただくようにお願いします。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 今の御質問と関連するのですけれども、やはり廃棄物の場合ですと実際に工事してみないとなかなか分からないものがあります。今、事務局が御説明いただいた内容がしっかり文書に残るように記述していただく。

多分、部会長の御質問もそういう趣旨だろうと思いますので、どうしても事業者の方が、予測にあったということを目的に書いて、目標としてはそうなのですけれども、そういう違ったこともきちんと書いていただいて、それに対して対応しましたということが事後調査報告書の意義だと思いますので、その辺の御指導を徹底していただければと思います。

それと関連して、廃棄物のほうで、同じようなところがあるのです。稲城の案件で、その資料の91ページです。南山東部のほうなのですけれども、91ページから見ますと、それと事務局に整理していただいた別途資料を見ましても、100%再利用されていると書いてありますけれども、この前のほうに戻りますと、地中投棄物が見つかったことが書かれています。これが、その8なので、その以前の報告書に書かれているのかもしれませんが、やはりこれも実際に予想していなかったものが見つかって、それは再生処理したのかそれとも適正処理したのかということが記述してございますので、こちらもきちんと書いていただきたい。やはり地中の投棄物は結構多いですから、そういう処置も同様に記入していただければと思います。

以上です。

○片谷審議会会長 事務局、いかがですか。

○宇山アセスメント担当課長 今の南山東部の件につきましては、今回その8ですけれども、その6で出たので、基本的にはコンクリート塊がメインということで、そのときには写真もつけて、こういうものが出てこのように処理しましたということは記載してございます。

○片谷審議会会長 いずれにしても、事後報告書にはできる限り詳細な情報を残していただくと、先ほどのような今後の案件の参考資料としての価値も増しますし、当然、周辺住民の方々の安心度も増しますので、なるべく詳細な記載をしていただくように御指導いただければと思います。

谷川委員、よろしいですか。

ほかの質問や御意見を承ります。

坂本委員、どうぞ。

○坂本委員 最後の国道16号なのですけれども、下回った理由が書いてあって、それが距離を離してとったためと書いてあるのですけれども、これはたまたまなのか、それとも意図を持ってというか配慮をしてこのようにやったのか、どちらでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 意図としましては、もともと今回の期間の一番騒音・振動が出やすい工事がこの橋脚部分の掘削と打設ということで、橋脚部分は線路際のここしかない

ものですから、まず、ここが最大で出るということで、この場所を設定してございます。

かつ、7ページを見ていただくと、図面の下のほうに住居と一つ書いてあるかと思うのですが、ここが一番最寄りの住居でございます。最大に音が出る、ダンプトラック、バックホウの位置とこの住居の中間、うまく境界線上をとったらここになったということで、ちょっと遠くになってしまったということでございます。

○宇山アセスメント担当課長 一般的に、ほかの案件もそうなのですが、最も近づく場合で5mとか2.5mを設定しまして、実際、事後調査はそういうときもありますし、工事しているところはちょっと離れているときもありますけれども、やはりアセス書にそのように書いていますので、基本的には近づかなくてバックホウの置き方をこちらとこちらで、作業をするところが真ん中であって、バックホウを北に置くのか南に置くのかというところで、住居からできるだけ離すということで努力している部分も、ほかの案件でも結構ありますので、たまたまということではなくて、それは保全措置として配慮しているということでございます。

○坂本委員 配慮をされていると理解してよろしいですか。

○宇山アセスメント担当課長 よろしいかと思えます。

○片谷審議会会長 予測の場合は、安全側といいますか最大値を予測するようにしますから、多分もっとも接近した場合で予測していたのだと思うのですが、それが施行計画の中での配慮でできるだけ離れたら距離が3倍ぐらい離すことができたという趣旨ですね。

○宇山アセスメント担当課長 そういうことです。

○片谷審議会会長 坂本委員、よろしいですか。

○坂本委員 はい。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

私から1件。余り大したことではないのですが、飯田橋の案件の石垣の修復の写真なのですが、色が違うことは、放っておけばそのうち同じ色になるとは思うのです。

気になったことは、施行前と施行後を比べると樹木が減っているのではないかと思うのです。135ページの一番下の④の写真を見ると、石垣の後ろにあった樹木がなくなってしまうのですけれども、これは枯れたとかあるいは工事に伴って最初から切り倒す計画であったのか。

○宇山アセスメント担当課長 136ページに位置図がございまして、④は南側から見たところ

なのですけれども、④の石垣の裏側の木のことですね。

○片谷審議会会長 はい。

○宇山アセスメント担当課長 恐らくここは、もともとは店舗があつたりというところだったのですけれども、駅前広場として整備するということなので、その関係で恐らく伐採したのだと思う。

いずれにしても、これは事業者さんの考え方ではなくて、ここは本来、千代田区が管理することなので、そういった兼ね合いで、多分切ってくれと言われて切ったのかなと思います。

○片谷審議会会長 工事中に誤って切ってしまったとかいうことではないです。

○宇山アセスメント担当課長 そういうことではないです。

○片谷審議会会長 分かりました。

ほかは、いかがでしょうか。

特に、ほかに御質問や御意見がないようですので、この受理報告については以上とさせていただきます。

続きまして、審議会の運営に関する要綱の改正が、その他という議題で載っております。議題の3番目でございます。

これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、御説明させていただきます。

本日の資料の13ページ、資料3をご覧ください。こちらは「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」の改正案になりますけれども、説明につきましては、新旧対照表のほうが分かりやすいので、15ページを縦にさせていただいてご覧いただければと思います。

まず、改正の趣旨なのですけれども、今般、知事がかわりまして、知事の趣旨としまして、都民ファーストの観点から、より情報公開していこうということで、当審議会は全て公開で、議事録も公開で、特段変更点はないのですけれども、都庁内のほかの審議会で公開していない審議会等もありますので、全庁的に足並みをそろえて公開できるものは公開していこうということでやっているということと、それから審議会の要綱等についてもばらばらであったところもありますので、この際、統一して、規定を整備しましょうということが、今回の改正の趣旨でございます。

中身については、順に御説明させていただきます。

新旧対照表の15ページは、簡易な、一番上の括弧を取るとか、第3条については「かかる」を漢字にするとか、第5条は、東京都情報公開条例第7条に規定する「非公開」情報と書いて

あったのですけれども、これは誤りで、「非開示」情報が正式な名称ですので、誤りを直すということでございます。

今回の主な改正は、16ページでございます。

第7条でございます。初めに、基本的には特に変更事項はございません。文言の整理だけだと御認識いただければと思います。

まず、右側の旧のほうです。第7条の第1、会長は、審議会の会議ごとに、会議録を事務局に作成させるものとする。こちらは、新のほうでも同じでございます。

2のほうは、部会長は、当該部会の会議ごとに、または座長ということで分科会も置けるのですけれども、そちらの会議ごとに会議要録ということで、議事の概要を作成させるようになっていたのですけれども、こちらにも既に実際に議事録をつくってございますので、今回この改正に合わせて、左側第7条で、部会長または座長は、会議ごとに会議録を事務局に作成させるものとするということで、合わせさせていただきたいと思っております。

3につきましては、公開とするということで、これまでも公開ですけれども、引き続き、左側の新の、前項の会議録は公開とするということにさせていただきたいと思っております。

それから、誤りです。非公開を非開示に直すということでございます。

3項は新設でございます。非公開にするときには、その根拠を明らかにするという当たり前の記載でございますけれども、そちらを明記するということでございます。

4も、特に変更はございません。審議資料について、前2項の規定を準用するということでございます。

説明は以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

現実には、今まで運用レベルでやっていたことを、要綱上も明確にするという趣旨です。

何か、御質問や御意見はありますか。

特に、委員側の立場としては何も変わらないという理解でよろしいかと思っておりますので、あくまでも要綱の書きぶりだけの問題です。

よろしいでしょうか。

特に御意見、御質問等の御発言がないようでしたら、これは15ページの冒頭にもありますが、会長決定になっておりまして、改正は会長が審議会に諮って定めるということが東京都の規則ですので、皆様にこの案のとおり改正でよろしいかどうかをお諮りしたいと存じます。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○片谷審議会会長 では、特に御異論が出ておりませんので、この案のとおりの改正をする
ということを決定させていただきますので、御了解ください。

ほかに、何か今日、発言されたいという希望があれば承りますが、何かありますか。

特に御発言がありませんので、これをもちまして本日の審議は全て終了いたしました。御
協力ありがとうございました。

傍聴の皆様は、事務局が御案内いたしますので、御退場準備をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午前11時29分閉会)